

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

陸災防・年会費納入のお願い

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部の年会費納入は、長野県トラック協会会費が銀行引き落としの会員事業者につきましては、9月分協会会費と同時引き落としの取扱いをさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、協会会費が郵便振替及び銀行振込の会員事業者につきましては、従来どおり振込用紙を送付させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

労働災害防止の徹底の要請について

長野労働局より労働災害防止対策の徹底について再度要請がありました。道路貨物運送業における荷役作業中の事故増加に歯止めをかけるため、対策の取組強化をお願いいたします。



長野労発基 0802 第 2 号
令和元年 8 月 2 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

支部長 小池 長 殿

厚生労働省長野労働局長



道路貨物運送業における労働災害防止の徹底等について（要請）

日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も半年を過ぎたところですが、本年の道路貨物運送業における労働災害による休業4日以上死傷者数は、6月末時点で75人で、昨年同期の77人と比べ2人（2.6%）減少しているものの、「長野県における第13次労働災害防止推進計画」の基準年である平成29年同期の52人と比べ23人（44.2%）増加しており、5月に別添1のとおり、昨年の労働災害発生状況を受けた労働災害防止対策の推進に係る依頼をさせていただいたところですが、災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。

本年の道路貨物運送業における労働災害を見ると、「墜落・転落」が22人（29.3%）、転倒が19人（25.3%）と多くなっており、従前のとおり、そのほとんどが荷役作業中のものとなっています。

つきましては、貴会会員事業場に対して、別添2の労働災害防止対策を徹底していただくよう、その周知をお願い申し上げます。

併せて、貴会において研修会・講習会等を開催する際には、是非当局より担当官を派遣し、労働災害防止についてお話しをさせていただくお時間を頂戴できればと思いますので、下記問合せ先まで御連絡いただきますようお願い申し上げます。

別添1

長野労発基 0523 第1号
令和元年5月23日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部 支部長 殿

厚生労働省長野労働局長

労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃より労働災害防止対策の推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年の長野県における休業4日以上死傷者数は2,120人で、前年比の増加数・増加率はそれぞれ137人・6.91%ですが、これらは、労働災害が近年減少傾向にある中であって、いずれも過去30年間では平成13年(153人・6.94%の増加)に次いで二番目に高いものであり、危機的な状況と言えるものです。また、この年には県内で19人もの尊い命が労働災害によって失われております。

このよう状況を踏まえ、今般、県民の皆様に注意喚起を促すべく、別添の談話を公表しました。つきましては、その趣旨を御理解の上、会員事業場に対して周知いただきますよう要請いたします。

長野県内における労働災害の増加への警戒及び職場の安全管理の徹底について

令和元年5月17日

長野労働局長談話

長野労働局は、平成30年の県内における労働災害の発生状況を取りまとめ、本日、公表いたしました。

休業4日以上死傷者数は2,120人で、前年比の増加数・増加率はそれぞれ137人・6.91%ですが、これらは、労働災害が近年減少傾向にある中であって、いずれも過去30年間では平成13年(153人・6.94%の増加)に次いで二番目に高いものであり、危機的な状況と言えるものです。また、この年には県内で19人もの尊い命が労働災害によって失われております。

この状況を見るに、長野県内の企業・事業場における労働災害防止活動の水準は未だ十分ではなく、必要な対策が浸透していないものと言わざるを得ません。

令和の初めとなる本年において、県内の死傷者数が再び増勢に転じることのないよう(直近の4月時点の死傷者数は昨年比で41人・7.1%の減少)、当局としても労働基準監督署における指導等を徹底するなど必要な対策を機動的に講じてまいり所存であります。

県民の皆様には、是非とも、このような事態を広くご認識の上、労働災害防止への取組を一層強化していただきますようお願い申し上げます。

安全で健康に働くことができる職場環境は、労働者や企業のみならず、そのご家族や地域社会にとっても大切でかけがえのないものです。今般の労働災害の大幅な増加を機に、職場における安全確保の重要性を深くご理解いただき、安全衛生管理体制の整備、雇入れ時教育の徹底を始めとする労働災害防止対策に全力でお取り組みいただきますよう、お願い申し上げます。

厚生労働省長野労働局長

中原正裕

別添 2

1 雇入れ時等教育の確実な実施

(1) 労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、次の安全又は衛生のため必要な事項についての教育を確実に実施すること。

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- ③ 作業手順に関すること
- ④ 作業開始時の点検に関すること
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

(2) 教育の実施に当たっては、その実施計画の作成、実施結果の保存、責任者の選任及び教育後の理解度の確認も併せて行うこと。

2 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施

(1) 荷役作業を行うことになる労働者に対して雇入れ時教育等を行う際には、「陸上貨物運送事業における荷役作業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(※)で示された事項について安全衛生教育を実施すること。

(※) 厚生労働省HP (トップ>(分野別の情報)雇用・労働>労働基準>(施策情報)安全・衛生>(施策紹介)安全衛生関係リーフレット等一覧)で御覧いただけます。

(2) 近年、ロールボックスパレットに起因する労働災害やテールゲートリフターに起因する労働災害が増加していることから、これらの機械を使用させる労働者に対しては必ず取り扱い方法を含めた安全衛生教育を実施すること。

3 陸運事業者と荷主等との連絡調整の推進

(1) 運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にするよう、荷役作業時等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等により把握し、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用するフォークリフト等の荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか、併せて確認すること。

(3) 荷主の事業場等において、陸運事業者の労働者が反復定期的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で連絡・協議するための場を設けるようにすること。